２－１　自然観光資源

（１）伊豆半島全体に関わるもの

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1001	熱海、伊豆地域のニホンザル個体群	伊豆半島				LP	保全すべき地形（選定基準③）	日本固有種であり、本州から屋久島まで分布する。県内では天竜川、大井川、安倍川の中・上流域、愛鷹山麓、伊豆半島南部と熱海市以東に群れの連続分布がみられる。熱海地域や伊豆半島の地域個体群は分断・孤立化が進行しており、地域的な絶滅が危惧されている。 常緑広葉樹林、落葉広葉樹林を中心に生息しているが、まとまった広葉樹林が少ない場合は農林作物への依存度が高くなり、耕作地の利用が高くなる。	・農林作物の被害増加による有害捕獲で、年々補殺数は増加傾向にある。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。
1002	アカコッコ	伊豆半島	国天		EN	DD		伊豆諸島とトカラ列島に流暢として生息する日本固有種である。伊豆半島の南部と東海岸で少数の確認記録がある。	・常緑広葉樹林、落葉広葉樹林の自然林から二次林まで広く分布している。冬季ではより広範囲の環境でみられ、樹木の多い公園でも観察されている。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。 ・文化財保護法により、国指定天然記念物に指定されている。
1003	イイジマムシクイ	伊豆半島	国天		VU	VU		伊豆諸島に夏鳥として訪れ繁殖する。県内では、渡りの時期に通過していると考えられるが、詳細は不明である。	・繁殖地では、常緑広葉樹の自然林で生息密度が高く、落葉広葉樹の二次林などにも生息する。渡りの途中では、山地の自然林や公園、河畔林などでも観察されている。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。 ・文化財保護法により、国指定天然記念物に指定されている。
1004	オカダトカゲ	伊豆半島				N-Ⅱ		伊豆諸島と伊豆半島及び静岡県東部に生息している固有種である。日本本土に広く分布しているニホントカゲとよく似ているが異なる種であり、伊豆半島の成り立ちなどをみるうえで重要な生き物である。	・特にない。	・特に設けられていない。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1005	アマゴ（サツキマス）	伊豆半島				VU/★		狩野川、千歳川、伊東大川、那賀川、仁科川、宇久須川、山川、西浦河内川、河津川で生息が確認されている。	・自然分布域だが、他地域からの移入個体が含まれていると考えられる。	・静岡県内水面漁業調整規則により、水産動植物の採捕の許可や禁止漁具・漁法等が定められている。
1006	メルレンドルフマイマイ	伊豆半島			CR+EN	VU		中型（殻高 20mm、殻径 27mm）の陸産貝類であり、伊豆半島固有亜種である。伊豆半島の付け根か付近から先端近くの河津町や松崎町まで広く分布する。タブ、アカガシ、スダジイなどの比較的よく自然が残った広葉樹林化に生息する。		・生息地の一部は富士箱根伊豆国立公園に指定されているが、個別の対策はない。
1007	アマギシャクナゲ	伊豆半島				NT		伊豆に分布する固有品種であり、海抜 500～1,400m の尾根付近で、木漏れ日のある広葉樹林内や谷間の岩上に生育する。		・特に設けられていない。
1008	アマギツツジ	伊豆半島			EN	NT		伊豆に分布する固有種であり、温帯または暖帯上位の尾根の木漏れ日のある落葉広葉樹林内に生育する。		・特に設けられていない。
1009	スエヒロアオイ	伊豆半島			CR	DD		本州の中部に分布し、県内では伊豆西岸に分布する日本固有変種である。		・特に設けられていない。
1010	タマノカンアオイ	伊豆半島			VU	DD		本州の関東南西部以西に分布し、県内では南伊豆町に分布する日本固有変種である。		・特に設けられていない。
1011	アマギカンアオイ	伊豆半島			VU	VU		伊豆半島と山梨県南部に分布する固有種の常緑多年草である。暖帯から温帯下位の森林内に点在している。		・山林伐採や土地改変の際に、事前調査を行い、生息地の消失を防ぎたい。
1012	イズコゴメグサ	伊豆半島			EN	VU		神奈川県、静岡県、愛知県の固有変種であり、白色の花が咲く一年草である。暖帯の丘陵地、草原の日当たりのよい斜面などに生育する。各地に点在しているが、個体数は少ない。		・生育地では、草野刈り取りなどで、植生遷移の進行を抑制することが必要である。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1013	ズソウカンアオイ	伊豆半島			NT	VU		神奈川県と静岡県に分布する固有亜種であり、暖帯～温帯下位の山地や丘陵地の尾根線～斜面中位、下位の広葉樹林の林内に生育する。		・山林伐採や土地改変の際に、事前調査を行い、生息地の消失を防ぎたい。
1014	ムラサキツリガネツツジ	伊豆半島			VU	CR		濃い紅紫色花をつける落葉低木であり、富士山周辺に分布する日本固有種である。伊豆、富士山、愛鷹山、箱根外輪山に記録がある。温帯の岩礫地などに生育する。		・盗掘の防止と種を指定しての保護を図りたい。
1015	ガクアジサイ	伊豆半島						世界中で栽培されているアジサイの原種であり、伊豆半島を中心として海岸付近に自生している。伊豆のガクアジサイは際立った色彩が特徴である。特に城ヶ崎海岸のものが有名である。	・繁殖などが行われ、園芸品種としても販売されている。	
1016	オドリコテンナンショウ	伊豆半島			CR	CR		天城山及び西天城に生育している多年草であり、温帯の落葉樹林内の地上に生育する。産地が全国的にも限られ、個体数が少ない。天城山で発見されたため、「伊豆の踊子」にちなんで名づけられた。		・工事の際は見落としがないように調査し、種を指定しての保護も図りたい。
1017	イズドコロ	伊豆半島			VU	VU		伊豆半島固有種である多年生つる植物であり、紫黒色の蒴果をつける。沿岸地の日当たりのよい樹林地や歩道沿いの林縁、樹木が点在する草地などに生育する。		・生息環境の光条件の改善などの対策が必要である。
1018	伊豆半島南部沿岸の藻場	伊豆半島						アオウミガメの摂餌海域とされている。		・自然公園法により、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。
1019	ハイコモチシダ	伊豆半島				N-Ⅱ		大型の常緑性シダ植物であり、県内では伊豆に分布し、北東限自生地である。西伊豆町では大きな群落を形成する。		

（２）複数の市・町にまたがるもの

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1020	キクガシラコウモリ生息地	松崎町、南伊豆町、下田市				NT		池代鉱山跡（賀茂郡松崎町池代）、北石切丁場跡（南伊豆町上賀茂）、ヒノキ沢林道峠　石切丁場跡（下田市大賀茂）、通称コウモリ穴石切丁場跡（下田市六丁目）、須崎鉱山跡（下田市須崎）等に生息が確認されている。	・特にない。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。
1021	コキクガシラコウモリ生息地	松崎町、南伊豆町、下田市				NT		手石港港内・外　防空壕跡（南伊豆町小稲）、ヒノキ沢林道峠　石切丁場跡（下田市大賀茂）、須崎鉱山跡（下田市須崎）等に生息が確認されている。	・特にない。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。
1022	ユビナガコウモリ生息地	松崎町、南伊豆町、下田市				NT		池代鉱山跡（賀茂郡松崎町池代）、北石切丁場跡（南伊豆町上賀茂）、手石港港内・外　防空壕跡（南伊豆町小稲）、ヒノキ沢林道峠石切丁場跡（下田市大賀茂）等に生息が確認されている。	・特にない。	・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。
1023	アカウミガメ産卵地	下田市、南伊豆町、沼津市			EN	CR		鍋田浜（下田市五丁目）、多々戸浜（下田市吉佐美）、舞磯浜（下田市吉佐美）、入田浜（下田市吉佐美）、碁石ヶ浜（下田市田牛）、亜相浜（下田市吉佐美）、ウラカイゴ（下田市田牛）、富士海岸（沼津市原）において、過去にウミガメの産卵が確認されている。	・南伊豆町では、ウミガメの孵化まで養育が行われた。	・静岡県希少野生動植物保護条例により、静岡県希少野生動植物にアカウミガメが指定されている。 ・また、南伊豆町では、南伊豆町ウミガメ保護条例が定められている。
1024	ミヤケチャイロマイマイ	熱海市、伊東市				CR		八丈島と伊豆大島を除く伊豆諸島と伊豆半島の沿岸にある島嶼に分布する。県内では、初島と手石島にのみ分布する。常緑広葉樹の根元や海岸飛沫帯付近の漂着物下にもみられる。	・磯釣りやダイビングが行われている。	・手石島は富士箱根伊豆国立公園の第２種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1025	ベニゴマガイ	伊豆市、河津町、伊東市、函南町			CR+EN	EN		山地に生息する微小な淡い赤色の陸貝である（殻高 3mm、殻径 1.5mm）。紀伊半島南部と伊豆半島のみ分布し、天城山系とその東麓に限られ、4 か所ほどで採集されているに過ぎない。落葉広葉樹林または常緑広葉樹林の落葉の下や溶岩流跡の転石下にみられる。	・特にない。	・生息地の一部である天城山の稜線部は富士箱根伊豆国立公園に指定されているが、個別の対策はない。
1026	イズアサツキ	南伊豆町、下田市			EN	EN		伊豆～神奈川県三浦半島に分布する固有変種であり、アサツキに似る多年草である。海岸の岩場のくぼ地など、強い日差しと潮風の当たる場所に生育する。	・特にない。	・生育環境の維持と園芸採取の防止
1027	サンゴ生息地（エダミドリイシ）	沼津市、西伊豆町、南伊豆町			VU			木負、赤崎、久連、足保、子浦長逭、妻良にエダミドリイシを主とするサンゴの生息が確認されている。	・伊豆半島西部のサンゴ生息地はダイビング・シュノーケリングスポットとして利用されているが、内浦湾では漁業協同組合により大瀬崎付近を除きダイビングが禁止されている。	・富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。
1028	達磨山北	伊豆市、沼津市					保全すべき地形（選定基準③）	駿河湾に面した達磨山の西側斜面は、浸食によって大きく抉られた谷間が形成され、その出口には戸田港を見ることができる。一方、東斜面には元の火山地形である緩やかな斜面が修善寺付近にまで広がっている。達磨山レストハウス横の展望デッキからは、伊豆半島北部や富士山、丹沢山地が一望できる。	・伊豆市によって達磨山のハイキングコースが設定されている。 ・だるま山高原レストハウスが整備され、駿河湾越しの雄大な富士山を望める場所にある。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、西伊豆スカイライン沿線で、樹木が生育しにくい、土壌が崩壊しやすい、風衝のササ草原である、 富士山・天城山・海岸線への展望方向である、良好な天然林である等の状態であるとみなされる場合には、特例を除き工作物の新築は制限することとしている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1029	金冠山	沼津市、伊豆市						真城山は、100 万年～50 万年前に噴火した達磨火山の外輪山に相当する。このジオサイトでは、周囲の雄大な景観が楽しめる。 金冠山の山頂付近から北の沼津方面をみると、北に向かって裾を引く達磨火山の斜面の向こうに、駿河湾と富士山が遠望できる。また、そうした達磨火山の地形とは不調和にごつごつとした静浦山地が、古い海底火山の集まりであることも実感しやすい。 富士箱根伊豆周辺のみに分布する自生種であるマメザクラの名所として知られている。	・沼津市によって金冠山から真城山までのハイキングコースが設定されている。 ・伊豆市によって金冠山・きよせの森のハイキングコースが設定されている。 ・天城自然ガイドクラブの観察コースとなっている。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。
1030	三筋山南東斜面	東伊豆町、河津町						かつての大型陸上火山である天城山の南東斜面が浸食され残ったものである細野高原が広がっており、100 年近く山焼きが行われることで森林の育成が抑えられているため、ススキ草原として維持されており、火山斜面の地形をよく観察できる。	・三筊山～細野湿原は東伊豆町によってウォーキングルートが設定されている。 ・東伊豆観光協会により 4-5 月に山菜狩りが、10-11 月に散策会が行われている。 ・毎年、地元の方々によって山焼きが行われ、観光ポイントとなっている。	・特に設けられていない

（３）市・町ごとに関わるもの

①熱海市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1031	ウスイロヘソカドガイ	熱海市						本州から沖縄にかけて分布しており、県内では初島でのみ確認記録がある。転石海岸の飛沫帯上部の石の下や漂着物の下に生息する。	・特にない。	・・特に設けられていない
1032	錦ヶ浦	熱海市						魚身崎の断崖には、多賀火山の噴火初期の噴出物を見ることができる。それらは、海底に流れた溶岩と、水とマグマが触れあって生じた爆発的噴火（水蒸気マグマ噴火）によって生じた地層である。このことから、陸上の噴出物が大部分を占める多賀火山も、その生い立ちは浅い海底から始まったことがわかる。溶岩中には空気に触れて赤く焼けた部分も混ざっており、当時の陸地がそう遠くない場所にあったこともわかる。海岸の崖下には波食台・波食窪や、波がうがった海食洞も見られる。 また、錦ヶ浦沿岸は、キラキラハゼ、ヒレナガハゼ、シゲハゼなど稀少ハゼ類やダイダイヨウジが生息し、種多様性が高い海域である。	・ジオサイト内にアタミロープウエーや熱海城があり、展望地としての観光スポットとなっている。 ・錦ヶ浦の海食洞などの一部は至近のホテルからの借景として活用されている。 ・遊覧船が出向しており、船内から魚をみることができる。	・特に設けられていない
1033	初島	熱海市						初島周辺沿岸にはオバクサ、オオブサ、マクサ、オニクサ、テングサ群落が発達する	・シュノーケリングやダイビング等マリンスポーツが行われている	・特に設けられていない

②伊東市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1034	大室山	伊東市	国天		VU	VU	危機にある地形（選定基準②）	大室山は、伊豆東部火山群で最大かつ最も美しいスコリア丘であり、国天に定められている。古くからの伝統行事である「山焼き」により、椀を伏せたような山体･地形が見事に保たれている。山頂からは天気が良ければ、小室山や一碧湖など、伊豆東部火山群が織りなす様々な地形や、大室山の溶岩が作り出した城ヶ崎の景観を観察できる。 初夏期から夏期にかけて、カワラナデシコ、ワレモコウ、キキョウ（環境省 RL : VU、静岡県 RL : VU）の花をみることができる。	・大室山にはリフトが整備されており、山頂まで手軽にアクセスができる。また、大室山やその周辺のジオポイントは観光スポットとなっている。 ・大室山では 2 月に山焼きが行われ、多くの観光客が集まる。 ・伊東市によりウォーキングコースが設定されている。	・自然公園法により、大室山山体そのものは第 2 種特別地域に指定されており、それ以外の地域が第 3 種特別地域となっている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・文化財保護法により、大室山山体全体が国天の指定を受けており、山体の保護のため徒歩での登山は禁止されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、山容の保護に努めること、草原状態の維持に努めるよう指導することが取り扱い方針として示されている。
1035	オークランド別荘地	伊東市						大室山の降下スコリア層		・自然公園法により、第 3 種特別地域に指定されている。
1036	蝋人形館付近	伊東市						大室山の降下スコリア層、箱根火山と一碧湖火山列の同時噴火の証拠		・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。
1037	岩室山	伊東市						岩室山は、大室山スコリア丘のわきにできた溶岩の流出口で、たくさんの溶岩流がここから流れ出した。噴火の最後には、溶岩流が溶岩ドームのような形になって火口をふさぎ、今のような地形となった。		・自然公園法により、第 3 種特別地域に指定されている。
1038	さくらの里	伊東市	市天					大室山の溶岩の上にできた、なだらかな広場であり、溶岩がつくった溶岩トンネル（穴ノ原溶岩洞穴）やスコリアラフトを見ることもできる。スコリアラフトは、噴火中の大室山の一部が溶岩流の上を「筏（Raft）」のように浮かんで流れてきたものであり、スコリアを中心に溶岩がまとわりついた形状をしている。	・さくらの里では 4 月に桜まつりが開催されている。	・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・伊東市文化財保護条例により、大室山のスコリアラフトが市天に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1039	リフト駐車場わき	伊東市						道路わきの小さな崖で、黒ボク土の地層の間に白い地層をみることができる。この白い地層は、伊豆諸島・神津島天上山で西暦 838 年に起きた噴火による火山灰によるものである。		・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。そのため、火山灰の採取はできない。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1040	小室山	伊東市					危機にある地形（選定基準②）	小室山山頂には、周囲の火山地形をよく概観できる展望台が設置されている。 小室山は大室山と同じ伊豆東部火山群に属する火山で、およそ 1 万5000 年前の噴火によって溶岩のしぶき（スコリア）が火口の周りにふり積もってできたスコリア丘である。	・小室山のリフト山頂駅に地層の剥ぎ取り標本が設置されている。	・自然公園法により、第 3 種特別地域に指定されている。
1041	小室山公園	伊東市						小室山を含む公園であり、西側麓には１０万本のつつじが植栽されているつつじ園が広がっており、小室山公園の一番入口側に 1,000 種 4,000 本のつばきが植栽されているつばき園がある。	・小室山公園では４月につつじ祭りが行われ、多くの観光客が集まる。 ・2 月下旬～3 月中旬にかけて、椿館紹介が行われる。	・自然公園法により、第 3 種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1042	恵鏡院	伊東市						1703 年 11 月 22 日夜半に起こった元禄大地震（約 M7.9～8.2）による津波の爪痕を後世に伝える史跡として、津波供養塔が残されている。		・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1043	海蔵寺	伊東市						1703 年 11 月 22 日夜半に起こった元禄大地震（約 M7.9～8.2）による津波の爪痕を後世に伝える史跡として、津波高の標石が石段に残されている。		・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1044	一碧神社付近	伊東市						約 10 万年前の噴火でできた火口湖であり、爆発的な噴火でできた火口（マール）の形成と、大量の細かい火山灰による水が抜けにくい環境により一碧湖と沼地が形成された。4000 年前に大室山から流れてきた溶岩が湖に流れ込むことで、十二連島ができた。	・湖畔には遊歩道が整備され、春には桜や新緑、秋には紅葉と、散歩しながら四季折々の季節の移ろいを楽しむことができる。伊東市によりウォーキングコースが設定されている。 ・一碧湖はブラックバス釣りで有名である。	・自然公園法により、車道一碧湖線、車道伊豆半島周回線周辺が第 2 種特別地域に指定されており、一部は第 3 種特別地域となっている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、周辺からの開発が急であり、汀線から 50m の距離における各種行為の取り扱いは十分留意することが取り扱い方針として示されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1045	一碧湖・沼地の駐車場	伊東市			NT	VU		一碧湖の沼沢地植物群落は環境省特定植物群落選定基準に該当しており、一碧湖東側の水面の周囲にはヨシ等かなる湿性植物群落が分布し、水面部にはフトイが密生している。 初夏期から夏期にかけて、チョウジソウ（環境省 RL：NT、静岡県 RL：VU）、ハンゲショウ、ヌマトラノオ、エゾミゾハギの花をみることができる。特に、静岡県内ではチョウジソウの群生地はここにだけ自生しているといわれている。	・湖畔には遊歩道が整備され、春には桜や新緑、秋には紅葉と、散歩しながら四季折々の季節の移ろいを楽しむことができる。伊東市によりウォーキングコースが設定されている。 ・一碧湖はブラックバス釣りで有名である。	・自然公園法により、車道一碧湖線、車道伊豆半島周回線周辺が第 2 種特別地域に指定されており、一部は第 3 種特別地域となっている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、周辺からの開発が急であり、汀線から 50m の距離における各種行為の取り扱いは十分留意することが取り扱い方針として示されている。
1046	梅木平付近	伊東市						国道 135 号線が通る火口（タフリング）の地形や溶岩流が一碧湖周辺地域の成り立ちを考えるうえで興味深い地形である。		・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。
1047	富戸海岸北	伊東市						高さ 150 メートルの海食崖（かいしょくがい）を観察でき、隣接する海岸域と一体のものとして優れた海岸景観を有しているが普通地域となっている。		・自然公園法により、第 2 種特別地域または普通地域に指定されている。
1048	宇根	伊東市						富戸海岸と城ヶ崎海岸に流れ込んだ溶岩を観察できる。付近の海岸には、江戸城築城のために切り出された「築城石」や、源頼朝と伊東祐親の三女八重姫との間に生まれた千鶴丸の物語が残る「産着岩」を見ることができる。		・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1049	富戸南の網干場	伊東市						大室山の溶岩にはさまれた古い海食崖の景観、石丁場遺跡		・自然公園法により、普通地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1050	まえかど	伊東市	県有形民俗					大室山の溶岩にはさまれた古い海食崖の景観、大室山溶岩流の表面構	・富戸の魚見小屋から伊豆海洋公園までの約 3km の遊歩道（城ヶ崎ピクニカルコース）がある。幕末頃の砲台跡や城ヶ崎ブルース歌碑、門脇吊橋、門脇灯台などの見所がある。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。
1051	門脇崎	伊東市	国天		VU	CR	保存すべき地形（選定基準③）	大室山の溶岩が作るダイナミックな城ヶ崎の地形を手軽に観察できる。起伏に富んだ海岸線にかかるつり橋からは、溶岩が冷えて収縮する際にできる柱のような形をした岩「柱状節理」や、溶岩が流れる際に先に冷え固まった表面の「皮」を砕きながら流れ下った様子を観察できる。門脇灯台では、城ヶ崎の景観と大室山を一望できる。溶岩の抜け跡に形成された「溶岩洞窟」も観察できる。 門脇崎灯台付近の溶岩台地上にヒメユズリハの群落が、環境省特定植物群落選定基準に合致している。このヒメユズリハ林はかなり純林に近いものであるが、一部にヤマモモ、クロマツ等が混交する。また、林内にガクアジサイが生育している。ヒメユズリハの胸高直径は 50-60cm で樹齢は約 50 年（生長錘による測定）である。周辺海域は、ダイダイヨウジ、シロオビハナダイ、ホタテエソなどの希少種を含む種多様性が著しく高い海域である。 また、城ヶ崎沿岸域でカカンムリウミスズメ（天然記念物，国 RL：VU, 県 RL：CR）の目撃記録がある。	・富戸の魚見小屋から伊豆海洋公園までの約 3km の遊歩道（城ヶ崎ピクニカルコース）がある。幕末頃の砲台跡や城ヶ崎ブルース歌碑、門脇吊橋、門脇灯台などの見所がある。 ・一年を通じて生き物が豊富なエリアとして、シュノーケリングやダイビング等のマリンスポーツの人気スポットとなっている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。 ・カンムリウミスズメについては、日本野鳥の会により、接近・観察するうえでの注意事項をまとめたものである「伊豆諸島カンムリウミスズメウォッチング推奨ルール」がホームページ上で公開されている。
1052	かんのん浜	伊東市	市天					亀裂に入り込んだ岩が打ち寄せる波によって転がり、その中には、大きな球形の岩が残ったポットホールが見られる。	・遊歩道はなく、見学には危険を伴うためガイド同伴が必要となっている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1053	いがいが根	伊東市						溶岩流が平たく広がり、起伏の少ないテーブル状の場所からは、城ヶ崎海岸を広く見渡す頃ができる。平たく広がった溶岩の表面には、溶岩が流れる際に、先に冷え固まった表面の「皮」を砕きながら溶岩広がっていく溶岩構造を観察できる。	・城ヶ崎自然研究路の一部である。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1054	橋立	伊東市						橋立のつり橋の近くにある岬で見事な柱状節理を観察でき、大淀・小淀と呼ばれる柱状節理の窪みにできた潮溜まりが形成されている。伊豆高原を流れる対島川が城ヶ崎海岸の崖を落ちる対島の滝も観察できる。 周辺の潮溜まりでは、ソラスズメダイ等の熱帯魚やカエルウオが生息している。	・城ヶ崎自然研究路の一部である。 ・橋立吊り橋は、千変万化に富み美しい景観をみせる長さ 60m、高さ 18m の橋で、観光スポットになっている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1055	八幡野港北	伊東市						大室山溶岩流の地形と断面		・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1056	城ヶ崎のクロマツ・常緑広葉樹林	伊東市						クロマツを主林木とする海岸の天然林で、大径木のクロマツにヒメユズリハ、ヤマモモ、クスノキが混交し、良好な森林景観を呈する。この天然林の代表的な林分は、クロマツ-トベラ林で、上層にクロマツがあり、中層をトベラ密生林が占める。下層にはホソバカナワラビが優占し、オモト、マンリョウなどが生育している。クロマツの少ない林分は、ヒメユズリハ、ヤマモモ、トベラからなる林分となっていて、上層をヤマモモ、ヒメユズリハが占め、中層にシロダモ、マサキ、トベラ、ヤブニッケイなどが生育する。	・富戸の魚見小屋から伊豆海洋公園までの約 3km の遊歩道（城ヶ崎ピクニカルコース）がある。幕末頃の砲台跡や城ヶ崎ブルース歌碑、門脇吊橋、門脇灯台などの見所がある。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1057	富戸の魚見小屋	伊東市	県有形民俗					ボラの大群を入り江に追い込んで捕獲するために、船と連携して指示を出していた、ボラ漁の中心的な役割であった見張り小屋。	・魚見小屋周辺の傷みが激しいことから、離れたところから見学できるようになっている。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。
1058	蓮着寺のヤマモモ	伊東市	国天					樹高 15m、目通り幹囲 8.6m、推定樹齢千年といわれている。		・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、蓮着寺のヤマモモが国天に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1059	リュウビンタイ	伊東市	国天			N-Ⅱ		国天に指定されている八幡野来宮神社社叢に生育しており、北限自生地となっている。この天然林は環境省特定植物群落に該当しており、熱帯林的な森林景観を呈しているとともにスギの巨木林となっている。		・文化財保護法により、八幡野来宮神社の社叢が国天に指定されている。

③東伊豆町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1060	アマギテンナンショウ	東伊豆町			CR	CR		高さ 7～16cm ほどの小型の多年草であり、紫色または緑色の仏炎苞（花軸に密集した小さな花を囲むように発達した苞）を持つ。伊豆の固有種であり、全国的にも産地が限られており、暖帯～温帯の林内の地上に生育する。	・特にない。	・工事の際は見落としがないように調査し、種を指定しての保護も図りたい。
1061	シラヌタの池	東伊豆町	県天			NT		川久保川の上流に位置するシラヌタの池は原生林に囲まれた池である。天城火山の噴火活動が終えた後、雨風や地震などによる浸食の過程で起こった地すべりによって窪地ができ、そこに水がたまってこの池ができたと考えられている。 5 月下旬から 6 月上旬にかけてはモリアオガエル（静岡県 RL : NT）の卵塊を木の枝に見ることができ、また、付近には樹齢 100 年以上のシラヌタの大杉も存在し、特異な地形と地質が、これらの生物群を育んでいる。 シラヌタの池の植物群落は環境省特定植物群落に該当し、ツガ、ケヤキ、スギの巨木が繁って原始林的林相を呈している。	・シラヌタの池は東伊豆町によってウォーキングルートが設定されている。	・文化財保護法により、シラヌタの池とその周辺の生物相は、静岡県天として指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1062	細野湿原	東伊豆町	県天		NT	VU		細野高原の一部が土石流におおわれて水はけが悪く、そこに細野湿原が生まれた。湿地には多くの湿原植物や水生昆虫・トンボなどが見られる。 春期から夏期にかけて、カキラン、ヒメハッカ（環境省 RL：NT、静岡県RL：VU）、モンセンゴケの花をみることができる。	・三筊山～細野湿原は東伊豆町によってウォーキングルートが設定されている。 ・東伊豆観光協会により 4-5 月に山菜狩りが、10-11 月に散策会が行われている。 ・毎年、地元の方々によって山焼きが行われ、観光ポイントとなっている。	・文化財保護法により、細野湿原は、静岡県天として指定されている。

④河津町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1063	河津川	河津町						下流部では約 70 種、上流部の天城山系を含めると 100 種の鳥類が観察されている。主に、サギ類、ヤマセミ、カワガラス等が観察される。	・河口から峰大橋までの 3.7km の間が、鳥類の観察が容易な場所として探鳥会等が開催されている。	・自然公園法により、上流域は富士箱根伊豆国立公園の特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されており、区域内での狩猟が禁じられている。
1064	大滝	河津町	国天				保存すべき地形（選定基準②）	七滝の中で最下流部にある最大の落差をもつ滝で、高さは 30m、約幅 7m。柱状節理が美しい。滝の脇には温泉が湧き出し露天風呂がある。 河津大滝のナチシダ群落は、環境省特定植物群落に該当するとともに、ナチシダ自生北限地として国天にも指定されている。	・河津七滝ジオサイト内には七滝温泉、大滝温泉があり、湯ヶ野温泉、峰温泉、谷津温泉、河津浜温泉、今井浜温泉と合わせて「湯の町七つの星」河津温泉郷として利用されている。 ・河津七滝観光協会によって、河津桜まつり（毎年 2 月上旬～3 月上旬）、河津秋まつり（毎年 11 月下旬から 12 月上旬）等、年間を通して様々なイベントが開催されている。	・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1065	出合滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	荻ノ入川と河津川の合流点で、流れ込む水の青さが印象的な滝となっている。 登り尾南火山の溶岩流が滝の両側に美しい柱状節理を作り出している。		・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1066	初景滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	高さ約 10m、幅約 7m の滝で、白い流れと「伊豆の踊子と私」のブロンズ像が自然の中で調和し、伊豆の踊子の叙情をかもし出し、記念写真スポットになっている。	・大型バスの駐車場のある七滝観光センターから初景滝まで、舗装された道路なので気楽に歩くことができる。 遊歩道上には特産品のワサビなどを販売する土産店が並ぶ。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1067	かに滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	美しい渓流の中にひっそりと佇む、高さ約 2m、幅約 1mの小さな滝。滝壺の横の水流で削られた柱状節理の膨らみがカニの甲羅のように見えるので「カニ滝」と名付けられたといわれている。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1068	ヘビ滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	溶岩が冷却･収縮して形成される柱状節理が蛇のうろこのように見えることから蛇滝と名付けられた。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1069	えび滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	滝の流れの形がエビの尾びれに似ていることから名付けられた。 他の６つの滝と異なり、登り尾南火山とは別の溶岩流でつくられているため、河津七滝で唯一柱状節理を見ることができない滝となっている。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1070	釜滝	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	登り尾南火山からの溶岩が覆いかぶさるように迫る迫力のある滝。溶岩が冷えて収縮したために柱状になった柱状節理をみることができる。釜滝の柱状節理は、谷底を流れた溶岩からできているため、複雑な形をしており、滝の迫力ある景観に一役買っているように見える。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1071	猿田淵	河津町					保存すべき地形（選定基準②）	猿田淵は、河津七滝の最も上流にある釜滝よりもさらに上流にあり、川底に登り尾南火山の溶岩が現れ、磨き上げられた溶岩の上を滑るように川が流れている。 猿田淵のさらに上流にある宗太郎人工杉学術参考保護林は、環境省特定植物群落に該当し、見事にそろったスギの美林であり、林床にはナチシダやオオバノハチジョウシダ、クリハランなどが生育している。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、河津七滝において、自然観察会の適地であり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行うとしている。
1072	登り尾南の林道	河津町						登り尾南タフリングの断面と溶岩流	・登り尾南火山付近の林道は一般車の通行はできない。	・特に設けられていない
1073	鉢ノ山山頂	河津町					保存すべき地形（選定基準③）	約３万6000年前の噴火でできたプリンのような形をしたスコリア丘で、伊豆東部火山群のひとつ。 山頂近くの切通しや遊歩道には、降り積もったスコリアが美しい地層を作っている。		・特に設けられていない
1074	鉢ノ山北	河津町					保存すべき地形（選定基準③）	約３万6000年前の噴火で鉢ノ山から噴出したスコリア（粘り気の弱いマグマのしぶき）による地層を林道の切通しを観察できる。 鉢ノ山の北のふもとの道路の切り割りでは、美しい縞模様をもつスコリア層や火山弾を観察できる。		・特に設けられていない
1075	鉢ノ山東	河津町					保存すべき地形（選定基準③）	鉢ノ山スコリア丘の地形と降下スコリア、カワゴ平火山灰、鉢ノ山火山の溶岩流、天城火山の土石流をみることができる。		・特に設けられていない
1076	鉢ノ山南	河津町					保存すべき地形（選定基準③）	鉢ノ山火山の溶岩流をみることができる。		・特に設けられていない
1077	梨本	河津町						梨本を流れる奥原川周辺には、わさび田が多く、河津を代表する風景の一つにもなっている。わさびの花は白く小さい花であり、３月にはわさび田一面に咲く。	・バス停「梨本」下車、奥原へ徒歩５分。	・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1078	佐ケ野川遊歩道	河津町						佐ヶ野川と県道 14 号線の交差地点付近から、佐ヶ野川に沿って遊歩道が整備されている。 この遊歩道沿いでは、鉢ノ山から流れ下ってきた溶岩の上を流れる佐ヶ野川と溶岩が冷え固まる際にできる柱状節理が美しい景観を作り出している。		・特に設けられていない
1079	観音山	河津町						周辺の海底火山の噴出物はほとんど変質を受けていないが、海底火山灰の地層は削って加工しやすいため、多数の石仏が彫られて地層のくぼみに安置されており、観音山石仏群と呼ばれている。	・河津町観光協会によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない
1080	観音山西	河津町						ハイキングコースの途中に伊豆東部火山群の大平火山の溶岩流を観察できる。	・河津町観光協会によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない
1081	鉢ノ山北西	河津町						ハイキングコースの途中に伊豆東部火山群の大平火山の溶岩流を観察できる。	・河津町観光協会によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない
1082	三段滝	河津町						佐ヶ野川上流火山の溶岩流をみることができる。	・佐ヶ野オートキャンプ場がある。	・特に設けられていない
1083	三段滝東の林道	河津町						観音山東タフリングの地形と断面、火口湖の堆積物、カワゴ平火山の火砕流をみることができる。	・佐ヶ野オートキャンプ場がある。	・特に設けられていない
1084	上佐ケ野林道	河津町						佐ヶ野川上流スコリア丘の断面、佐ヶ野川上流火山の溶岩流と降下スコリア、観音山東火山の降下火山礫をみることができる。	・佐ヶ野オートキャンプ場がある。	・特に設けられていない

⑤下田市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1085	伊豆半島南東部沿岸	下田市						白浜から田牛にかけての沿岸域には、コンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落やカジメ、ヨレモクの近縁種、マメタワラ、アラメ、カジメなどが生育する。	・白浜や田牛にかけての沿岸域は、海水浴場として利用されている。	自然公園法により、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。
1086	白浜海岸	下田市			EN	CR		白浜海岸を取り囲む白い崖は、伊豆が半島になる前の海底火山時代、海底に降り積もった火山灰や軽石の地層で、地層の中には貝殻などの化石も観察できる。白浜海岸は、伊豆の 1000 万～200 万年前の地層の総称である「白浜層群」の名前のルーツでもある。 過去にアカウミガメ（環境省 RL：EN、静岡県 RL：CR）の産卵が確認されている。	・白浜海岸には白浜中央海水浴場と白浜大浜海水浴場があり、夏は多くの海水浴客で賑わう。また、大浜海水浴場は全国的にも有名なサーフィンのスポットである。 ・7 月に大浜海水浴場で「白浜海の祭典・花火大会」が行われている。 ・伊豆白浜観光協会によって、体験学習や修学旅行を対象にした集客が行われている。	・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・静岡県希少野生動植物保護条例により、静岡県希少野生動植物にアカウミガメが指定されている。
1087	白浜神社	下田市	国天、県天、市史跡					白浜神社の祭神「伊古奈比咩命（いこなひめのみこと）」は、かつて三嶋大社の「三嶋神」と共に三宅島に祭られていたとされている。『日本後記』によると荒ぶった伊古奈比咩命が天変地異を引き起こし、朝廷は女神の怒りを鎮めるために三嶋神と共に伊古奈比咩命を、国が別格の神社として祭る「名神」として定めた。この天変地異は平安時代初期の（832 年）三宅島での噴火と解釈されている。 白浜神社境内にアオギリ自生地とビャクシン樹林があり、アオギリ自生地は北限であり国天に指定されている。ビャクシン樹林は国天に指定されている。	・10 月には白浜神社の例大祭が行われている。	・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地が国天、白浜神社のビャクシン樹林が県指定天然記念物、火達遺跡が市指定文化財（史跡）に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1088	タカンバ海岸	下田市						海底火山の痕跡が残るこの海岸は、地下で起こった熱水の活動により赤みを帯び、岩の亀裂などには沸石などの様々な鉱物が生じている。波打ち際で浸食されてできた平坦面が、地殻変動により隆起してできた隆起海食台も観察できる。	・周辺には遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、爪木崎において、海岸にある倉庫、便所等については更新時に極力風致の保護上支障のない位置とする。また、海岸における外来種の植栽を在来種に転換するよう指導する。スイセンの保護育成に努めるとしている。
1089	爪木崎海岸	下田市			EN	EN		水底土石流をみることができる。 周辺には、イソギクや水仙が生息し、爪木崎の海岸景観と併せて人気が高い。 爪木崎のイズアサツキ群落（環境省 RL：EN、静岡県 RL：EN）は、環境省特定植物群落に該当している。 また、約 90 種の野鳥が観察される重要生息地である。	・下田市によって下田市保健休養林爪木崎自然公園として整備されている。 ・毎年 12 月下旬から１月にかけて「水仙まつり」が開催される。 ・爪木崎遊歩道が爪木崎自然公園周辺に設定されている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、爪木崎において、海岸にある倉庫、便所等については更新時に極力風致の保護上支障のない位置とする。また、海岸における外来種の植栽を在来種に転換するよう指導する。スイセンの保護育成に努めるとしている。
1090	爪木崎西	下田市	県天				保存すべき地形（選定基準③）	俵磯と呼ばれる柱状の岩（柱状節理）が整然と積み重なった景色が一面に広がっている。 爪木崎の柱状節理は、海底火山の噴火でたまった地層の面に沿ってマグマが入り込んでできた「シル」と呼ばれる岩体の中にできたもので、伊豆と本州の衝突にともなう隆起と浸食で地表に姿を現した。	・下田市によって下田市保健休養林爪木崎自然公園として整備されている。 ・毎年 12 月下旬から１月にかけて「水仙まつり」が開催される。 ・爪木崎遊歩道が爪木崎自然公園周辺に設定されている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、爪木崎の柱状節理が県天に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、爪木崎において、海岸にある倉庫、便所等については更新時に極力風致の保護上支障のない位置とする。また、海岸における外来種の植栽を在来種に転換するよう指導する。スイセンの保護育成に努めるとしている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1091	恵比須島	下田市	市史跡				保存すべき地形（選定基準③）	軽石や火山灰が作る美しい縞模様や、荒々しい水底土石流など、太古の海底火山の名残が残る。地殻変動によって少し傾いた地層は、遊歩道に沿ってつぎつぎと姿を変え、楽しいジオ散歩を楽しむことができる。島のまわりにある磯遊びスポットの千畳敷は、現在も続いている地殻変動の証拠でもある。 恵比須島の頂上付近にある夷子遺跡で古墳～奈良期の土器が出土し、古代の儀式の跡と見られるたき火跡（祭祀遺跡）も確認された。	・下田市により須崎遊歩道が設定されている。 ・タイドプールがあり、シュノーケリング等が行われている。 ・恵比寿島は釣りのポイントにもなっている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・文化財保護法により、夷子島遺跡が市指定文化財（史跡）に指定されている。
1092	ヒカリモ	下田市	市天					鞭毛植物ヒカリモ科に属する植物で、旭洞院境内の水場に発生する。群団生活をなし、それが太陽光線を反射して一面黄金色を呈す珍しい植物であり、市天に指定されている。	・下田市により須崎遊歩道が設定されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1093	竜宮窟	下田市						大型の海食洞の天井が一部崩れて直径 50 m ほどの天窓が開いたものであり、伊豆各地にあるものの中でも最大級である。特に、道路沿いの洞窟を通って天窓の下に立って直接観察できる点が特徴である。洞窟の壁には、海底火山から噴出した黄褐色の火山礫が層をなしている。	11 月に龍宮窟で Shimoda Loving Voice が開催され、その中で、ジオツアーが開催されている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1094	大浦湾	下田市						相模湾最西端の藻場であるとともに、暖海性海藻類の分布の中心地であり、魚類についてはマツバラトラギスやシラヌイハゼなど砂底域の希少種が生息している。		自然公園法により、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1095	田牛サンドスキー場	下田市	県天					竜宮窟の裏側の海岸に位置し、大量の砂が海からの強風によって集積し急斜面が形成されているため、サンドスキー場として利用されている。風の強い冬場には海岸から砂丘に向かって吹き上げられていく砂を見ることができる。砂丘は、安息角よりも急角度になることはできないため、サンドスキー場はいつも同じような角度が保たれている。 サンドスキー場に下る途中には田牛ハマオモトというハマユウの自生地があり、300株ほど自生している。県天として保護されている。	・砂の斜面は約30度あり、ソリ遊びができる。有料でソリの貸し出しもある。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、田牛ハマオモト自生地が県天に指定されている。
1096	吉佐美大浜	下田市	市天		EN	CR		白砂の海岸が広がり、周辺に分布する海底火山の噴出物には、波が穿った海食洞もある。かつては波打ち際だった場所が、地殻変動によって隆起したため、海食洞の中には波の届かない高い場所に貝殻が付いている場所がある。また、吉佐美大浜の大賀茂川河口に市天であるハマボウ樹林があり、ボードウォークで散策できる。 また、過去にアカウミガメ（環境省RL：EN、静岡県RL：CR）の産卵が確認されている。	・吉佐美にあるボードウォークにはハマユウ･ハマボウが500株植えられており、観賞用に利用されている。 ・夏は海水浴客で賑わい、9月には「ビッグシャワー海水浴の祭典」が開催されている。 ・下田市によりタライ岬遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、はまぼう樹林が市天に指定されている。 ・静岡県希少野生動植物保護条例により、静岡県希少野生動植物にアカウミガメが指定されている。
1097	カンムリウミスズメ繁殖地	下田市	国天		VU	CR		日本野鳥の会により、神子元島でカンムリウミスズメ（天然記念物，国RL：VU，県RL：CR）の繁殖が確認されている。そのため、周辺海岸域で観察できる可能性がある。	・観光資源として目立った利用はない。	・文化財保護法により、国天に指定されている。 ・日本野鳥の会により、接近・観察するうえでの注意事項をまとめたものである「伊豆諸島カンムリウミスズメウォッチング推奨ルール」が、日本野鳥の会ホームページ上で公開されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1098	シュモクザメ（ハンマーヘッドシャーク）の群れ	下田市						神子元島周辺の海域に、初夏から秋にかけてシュモクザメの群れが出現する。	・各ダイビングショップにより、シュモクザメをはじめとした回遊魚を対象としたダイビングツアーが行われている。	神子元ダイバーズ協議会により、経験本数の下限設定、ダイビング時のルールの明記、セルフダイビングの禁止等のローカルルールが定められている。
1099	シモダカンアオイ	下田市			CR			下田市に分布する固有変種であり、茎は横に這い、柴褐色の花をつける多年草である。海岸に近い常緑樹林内の地上に生育する。		生息地の消失を防ぐ対策が必要である。
1100	ソナレセンブリ	下田市			VU	CR		伊豆七島と伊豆に分布する日本固有亜種であり、伊豆では下田市に分布する。黄白色の花が 10 月～11 月に咲く。海岸の切り立った岸崖の季節風や潮風をかぶる裸地に生息する。		園芸用採取による乱獲で個体数が激減しているため、生息地への立ち入り規制による保護等が必要である。

⑥南伊豆町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1101	弥陀窟とその周辺	南伊豆町	国天				保存すべき地形（選定基準③）	弥陀窟（国天）は伊豆七不思議のひとつとなっている。地層の中にできた亀裂などの弱い部分が波に削られていくと洞窟（海食洞）ができることがあり、弥陀窟は、海底を流れた溶岩が浸食されてできた。波の静かな晴天で大潮の正午に入ると、奥の暗闇に 3 体の仏像が浮かび上がるといわれている。	・南伊豆町観光協会により「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、手石の弥陀の岩窟が国天に指定されている。
1102	弓ヶ浜	南伊豆町			EN	CR		1200m もの美しい弧を描く白砂の海岸は、青野川に流されてきた砂粒が、海流に流され帯状にたまってできた砂嘴地形である。弓ヶ浜は昔、鯉名の大港と呼ばれ、風待ち港として栄えていた。毎年アカウミガメ（環境省 RL：EN、静岡県 RL：CR）が産卵のため上陸し、町が卵を保護して、時期になったら稚亀を海に帰す取り組みも行われている。 青野川河口にはメヒルギとハマボウ群落があり、環境省特定植物群落に該当する。青野川河口のものは、1959 年に種子島から幼根を導入し、順化させたもので、当初 50 株のものが数百株に増殖され、自然の状態で群落をつくっている。	・弓ヶ浜海水浴場は、夏は海水浴客やマリンスポーツ・パドルスポーツを楽しむ観光客で賑わい、9 月に「弓ヶ浜花火大会」が開催されている。 ・南伊豆町観光協会により「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。 ・静岡県希少野生動植物保護条例により、静岡県希少野生動植物にアカウミガメが指定されており、南伊豆町では、南伊豆町ウミガメ保護条例が定められている。
1103	弓ヶ浜東	南伊豆町					保存すべき地形（選定基準③）	弓ヶ浜のすぐ隣には、岩場の広がる逢ヶ浜がある。海底を流れた土石流などの地層を貫いたマグマの中にできた放射状の割れ目や、雀岩、姑岩、エビ穴などと呼ばれる奇岩を観察できる。春にはハマダイコン群生が観察でき、漁をする海女の姿なども見ることができる。	・南伊豆町によりタライ岬遊歩道が整備されている。 ・南伊豆町観光協会により「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1104	吉田付近	南伊豆町	県天					海底火山の噴出物をみることができる。周辺には県天である白鳥神社の大ビャクシンがあり、幹の太さは約4m、高さ10m、樹齢約800年である。	・白鳥神社は、「航海安全の神」「安産の神」として知られている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1105	入間付近	南伊豆町						入間の港から徒歩40分の場所に、海底に降り積もった火山灰や軽石からなる美しい地層が広がる入間千畳敷がある。 千畳敷では、かつて伊豆石（軟石）の採石が行われており、火山灰の地層を人工的に切り出した跡も残ります。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第2種特別地域に指定されている。
1106	三ツ石岬	南伊豆町						三ツ石岬の断崖には、地下から上昇してきたマグマが、白い火山灰の地層を断ち切って上昇していった痕跡である「岩脈」が迫力ある景観をつくり出している。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第1種特別地域に指定されている。
1107	中木付近	南伊豆町						中木港には、海底火山の噴出物を貫いて上昇してきた「火山の根」とマグマが冷え固まる際に収縮してできる柱状の岩「柱状節理」の迫力ある景観が広がっている。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。 ・8月に中木海岸で「中木火祭り」が開催されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1108	トサカ岩付近	南伊豆町			VU			海底火山の噴出物と岩脈をみることができる。 トサカ岩付近にあるヒリゾ海岸は、船でしか渡れない磯の海岸であり、水の透明度がとても高くきれいで、磯遊びやシュノーケリングスポットとしてにぎわっている。エダミドリイシ（環境省RL：VU）を主としたサンゴが生息している。	・夏には、中木よりヒリゾ浜渡しが行われている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1109	ユウスゲ公園	南伊豆町						池の原と呼ばれる小さな高原にはなだらかな丘が広がり、ユウスゲが自生するユウスゲ公園がある。このなだらかな丘は約40万年前に噴火した南崎火山の溶岩が険しい谷を埋め立てて作り出したものである。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第1種特別地域に指定されている。 ・ユウスゲ群生地保護のため、遊歩道以外への立ち入りは禁止されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1110	海岸全体	南伊豆町					保存すべき地形（選定基準②、③）	白い岩石からなる海底火山時代の噴出物のうえに、陸上火山である南崎火山から噴出した灰色の溶岩流や赤茶色のスコリアを観察できる。 伊豆半島の海底火山時代から陸上火山時代まで、伊豆半島の歴史を一望できる景色を楽しむことができる。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1111	石廊崎港	南伊豆町						石廊崎の海岸線の崖を会場から見学できる遊覧船が石廊崎港から出ている。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1112	石室神社	南伊豆町					保存すべき地形（選定基準③）	石廊崎に一面にひろがるごつごつした岩は、海底に噴出した溶岩流が急激に経たことにより形成された地形であり、タフォニと呼ばれる蜂の巣のような窪みがある。石室神社はこの窪みを利用して岩のくぼみにへばりつくようにして建てられている。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1113	石廊崎断層一帯	南伊豆町						石廊崎断層は南伊豆町の陸域部及びその東西沖を北西―南東方向にはしる右横ずれ断層である。	・伊豆クルーズ（遊覧船）によりジオサイトを海から観察することができる。 ・南伊豆町観光協会によって「南伊豆ジオツアー」が行われている。 ・南伊豆町により長津呂遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域、第２種特別地域、普通地域に指定されている。
1114	波勝崎北	南伊豆町					保存すべき地形（選定基準③）	波勝崎海岸には、伊豆でもっとも高い 200m 級の岩壁があり、変質した海底火山の断面を観察できる。この変質岩は、黄色やオレンジ色に染まり、高さ 270m にもなる波勝赤壁などの雄大な海岸線を形成している。船でしか観察できないが、赤壁にある岩脈「蛇のぼり」は有名である。 波勝崎苑は東日本最大の野猿の生息地で、300 匹以上の猿が生息している。	・ニホンザルで有名な波勝崎苑が整備されている。4 月に「お猿まつり」が開催されている。 ・南伊豆町観光協会により「南イズジオツアー」が行われている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1115	伊浜	南伊豆町						南伊豆の最西端の位置にある砂浜であり、船に乗って波勝崎付近まで行き、蛇登りを見ることができる。透明度もいい磯場があり上級者向けシュノーケリングもできる。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1116	一町田	南伊豆町						蛇石火山の地形と土地利用をみることができる。		・特に設けられていない
1117	蛇石	南伊豆町						青野川の上流には蛇石と呼ばれるヘビの形をした岩がある。山のうえの大池に棲んでいた巨大なヘビが、2.4km 離れた川に水を飲みにきた時に石にされてしまい、川には頭部の、大池にはしっぽの形をした岩が残ったという地域の伝説がある。この不思議な形をした岩がどのようにしてできたのかは科学的にはわかっていない。	・「南イズジオツアー」を南伊豆町観光協会が行っている。	・特に設けられていない
1118	大池	南伊豆町						蛇石火山上の凹地と湿原をみることができる。		・特に設けられていない
1119	天神原	南伊豆町						天神原には植物園が整備されている。長者原（天神原）には長者原ツツジ公園が整備されている。	・「南イズジオツアー」を南伊豆町観光協会が行っている。 ・長者原ツツジ公園では 5 月にツツジまつりが、天神原植物園では 6 月にササユリ祭りが開催されている。	・特に設けられていない
1120	落居	南伊豆町						南伊豆町の西側、子浦の奥にあり、のんびり過ごせる穴場スポットである。	・岩場がほとんどで、シュノーケリングによい場所となっている。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。

⑦松崎町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1121	モモジロコウモリ生息地	松崎町				NT		池代鉱山跡（賀茂郡松崎町池代）等に生息が確認されている。		・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。
1122	テングコウモリ生息地	松崎町				DD		池代鉱山跡（賀茂郡松崎町池代）等に生息が確認されている。		・鳥獣保護管理法により、許可を得た場合を除いて、鳥獣の捕獲等が禁止されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1123	室岩洞	松崎町				NT	保存すべき地形（選定基準③）	伊豆半島が海底火山であった時代に海底に降り積もった火山灰で、長い年月を経て凝灰岩へと変化し、「伊豆石」と呼ばれる石材として重宝された。室岩洞はその「伊豆石」を切り出していた石切り場（石丁場）の跡であり、昭和初期まで活用されていた。閉山後の 1982 年に観光地として整備され、トンネル状の石丁場内の地層や石切跡を観察できる。 石切り場の洞穴には、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリが生息しているが、これらは減少傾向にある。	・松崎町により、室岩洞をめぐる遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1124	岩地峠	松崎町					保存すべき地形（選定基準③）	海底火山の噴出物、岩地峠断層、砕屑岩脈をみることができる。	・松崎町により、岩地・石部・雲見を結ぶ「三浦（さんぽ）遊歩道」が整備されている。 ・「南イズジオツアー」を南伊豆町観光協会が企画・開催している。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1125	岩地	松崎町			EN	CR	保存すべき地形（選定基準③）	海底火山の軽石層と美しい入り江をみることができる。 過去にアカウミガメ（環境省 RL：EN、静岡県 RL：CR）の産卵が確認されている。	・最近では、海開きの日にあわせてシーカッヤクマラソンが開催されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・静岡県希少野生動植物保護条例により、静岡県希少野生動植物にアカウミガメが指定されている。
1126	雲見港	松崎町					保存すべき地形（選定基準③）	海底火山の軽石層と烏帽子山の景観	・松崎町により、岩地・石部・雲見を結ぶ「三浦（さんぽ）遊歩道」が整備されている。 ・「南イズジオツアー」を南伊豆町観光協会が企画・開催している。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1127	烏帽子山	松崎町					保存すべき地形（選定基準③）	烏帽子山は、標高 160m を越える高さにそびえる火山の根であり、海から急傾斜で立ち上がる烏帽子山の姿や山頂からの眺めが人気である。 周辺の雲見高通山（標高 519m ）があり、山山頂付近には、約 2,000 本のヤマツツジが自生し、3 月中旬から見頃を迎えるヤマザクラが観光名所となっている。	・山頂の雲見浅間神社へ続く歩道がある。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1128	石部南	松崎町						約 140 万年前の噴火でできた蛇石火山の裾野にある棚田。火山噴出物の割れ目やすき間にたくわえられた地下水が湧き出してこの棚田の水源になっている。一時は使われなくなっていたが、保存活動により現在は静岡県棚田十選に選ばれるほどの美しい棚田が維持されている。	・松崎町により、岩地・石部・雲見を結ぶ「三浦（さんぽ）遊歩道」が整備されている。 ・「南イズジオツアー」を南伊豆町観光協会が企画・開催している。	・特に設けられていない
1129	千貫門	松崎町					保存すべき地形（選定基準③）	千貫門は烏帽子山の火山の根の一部で、波の浸食によりできた海食洞が門を形作っている。 この門は、烏帽子山の山頂にある雲見浅間神社の門ともされている。また、この岩を見ることが千貫の価値があるということで千貫門と呼ばれるようになったとも言われている。	・千貫門に至る道の一部には落石よけのフェンスが設置されているが、落石・崩落の危険性がある。ヘルメットをかぶって訪問することが推奨されている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1130	オートキャンプ場付近	松崎町					保存すべき地形（選定基準③）	烏帽子山と千貫門付近の景観をみることができる。	・オートキャンプ場が設けられている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。
1131	弁天島	松崎町	町天					島の周囲にある一周 200m ほどの遊歩道で、伊豆が南の海にあった頃に海底に流れ出した溶岩の地層をみることができる。 海底噴火で溶岩が海底を流れると、溶岩が海水で急激に冷やされてばらばらに砕けてしまいます。こうしてばらばらに砕けた岩が海底火山の斜面を流れた地層により、ごつごつした迫力ある景色がつくり出されている。 岩場にあるウバメガシ群落は、町指定天然記念物であり、岩場と林、海の景色を楽しむことができます。	・遊歩道が設けられている。	・自然公園法により、第１種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、巨鯛島のウバメガシ群落は町指定天然記念物に指定されている。

⑧西伊豆町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1132	黄金崎	西伊豆町	県天				保存すべき地形（選定基準③）	黄金崎は夕日で黄金色に染まる美しい崖で有名な観光地である。この崖の地層は海底火山の噴出物で形成されるが、温泉水や地熱の作用によって変質・変色したため、このような色彩豊かな景観を作り出している。休憩施設「こがねすと」の展望デッキからは富士山や西天城の山稜が望める。 また、この周辺の宇久須、黄金崎、安良里沿岸は、イソギンポ科やハゼ科などをはじめとした魚類の種多様性が高い海域である。	・黄金崎は西伊豆町によって遊歩道、芝生広場、展望台、三島由紀夫文学碑などが整備され、観光地として利用されている。 ・4 月に「さくらまつり」が行われている。夏は海水浴場として賑わう。 ・ジオサイト内には、伊豆の地質資源を活かしたクリスタルパークや陶芸施設などが西伊豆町によって整備されている。 ・西伊豆市により遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、第 2 種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、黄金崎のプロピライトが県天に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、黄金崎において道路の擁壁を使用するときは、広報を工夫して違和感の出ないようにするとしている。
1133	燈明が崎・田子	西伊豆町			VU			田子港と浮島海岸をむすぶ燈明ヶ崎遊歩道では、海底火山の噴出物が作り出した迫力ある海岸線を見ることができる。 田子の湾内には、海底火山の噴出物が作り出した数多くの岩礁が分布し、独特な景観を作り出している。 遊歩道下の海岸では磯釣りができ、秋のツワブキ、春のツバキ、トベラ、ウバメガシなど、海岸植生の観察ができる。 また、エダミドリイシ（環境省 RL：VU）を主としたサンゴの生息が確認されている。	・西伊豆町によりで遊歩道が設定されている。 ・NPO 法人伊豆自然学校により、様々な自然体験のコースが用意されている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。
1134	浮島海岸	西伊豆町						浮島海岸では、かつての海底火山にマグマを供給したマグマの通り道である岩脈群（火山の根）を観察することができる。海岸にそびえたつ板状の奇岩のひとつひとつがかつてのマグマの通り道である。	・NPO 法人伊豆自然学校により、様々な自然体験のコースが用意されている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1135	堂ヶ島海岸北	西伊豆町	県天				保存すべき地形（選定基準③）	見る角度によって 3 つにも 4 つにも島が見えることから、三四郎島と呼ばれている。 かつての海底火山の地下にあったマグマの通り道のなごりであり、マグマが冷えて固まる際に収縮してできる柱状節理がある。三四郎島のひとつ「象島」は柱状節理の模様が本物の象のようにみえる。 干潮時になると陸続きになり（トンボロ現象）、海岸から三四郎島へ歩いて渡ることができる。	・西伊豆町により遊歩道が設定されている。 ・NPO 法人伊豆自然学校により、様々な自然体験のコースが用意されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・文化財保護法により、瀬浜海岸のトンボロが県天に指定されている。
1136	堂ヶ島海岸南	西伊豆町	国天				保存すべき地形（選定基準③）	堂ヶ島海岸の崖には、海底火山の噴火にともなう水底土石流と、その上に降り積もった軽石・火山灰層をみることができる。 美しく折り重なる白い火山灰層は、堂ヶ島の特徴的な景観を作り出している。また、海岸の崖には、波がうがった洞窟（海食洞）である天窓洞（国天）があり、遊歩道や遊覧船から楽しむことができる。	・堂ヶ島マリンにより洞窟めぐり遊覧船が実施されている。 ・遊覧船のりば奥にある堂ヶ島ピアドーム天窓からは堂ヶ島周辺のジオツアーに参加することができる。 ・NPO 法人伊豆自然学校により、様々な自然体験のコースが用意されている。	・自然公園法により、第 1 種特別地域に指定されている。 ・文化財保護法により、堂ヶ島天窓洞が国天に指定されている。
1137	沢田公園付近	西伊豆町	町絵画					海底火山の噴火にともなう水底土石流や、海底に流れ出した水中破砕溶岩の地層を観察できる。海底に降り積もった白い火山灰の地層の一部は、やわらかいうちに変形をうけ、蛇がうねったような模様ができている。 周辺には、白岩山岸壁窟画があり、本尊である金輪仏項尊などが鉄線描きで描刻されている。	・西伊豆町により沢田公園が整備されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・文化財保護法により、白岩山岸壁窟画が町指定文化財（絵画）に指定されている。
1138	枯野公園付近	西伊豆町						海底火山の溶岩流、土石流と荷重痕	・西伊豆町により枯野公園が整備されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1139	安城岬	西伊豆町						海底スコリア丘と軽石	・西伊豆町により安城岬ふれあい公園及び遊歩道が整備されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1140	仁科小学校校庭裏	西伊豆町						仁科層群の大部分が、海底噴火で流れだした溶岩や水底土石流の堆積物からなる。粘り気の少ない溶岩が水底に流れでると、表面張力や急冷によって枕のような形になった枕状溶岩が積み重なった断面を観察することができる。		・特に設けられていない
1141	日軽興業採石場	西伊豆町						仁科層群の大部分が、海底噴火で流れだした溶岩や水底土石流の堆積物からなる。粘り気の少ない溶岩が水底に流れでると、表面張力や急冷によって枕のような形になった枕状溶岩が積み重なった断面や岩脈を観察することができる。	・ジオサイトの一部が採石場として利用されている。 ・ジオツアーで活用されている。	・特に設けられていない
1142	一色	西伊豆町						海底火山の土石流と火山灰、岩脈をみることができる。	・ジオサイトの一部が採石場として利用されている。 ・ジオツアーで活用されている。	・特に設けられていない
1143	出合付近	西伊豆町						火山灰乱泥流と微化石をみることができる。		・特に設けられていない
1144	宝蔵院西	西伊豆町						宝蔵院石灰岩、白浜層群／湯ヶ島層群不整合、火山灰乱泥流、地殻変動による急傾斜をみることができる。	・ジオサイトの一部が採石場として利用されている。 ・ジオツアーで活用されている。	・特に設けられていない

⑨伊豆市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1145	ルリイトトンボ	伊豆市				N-Ⅰ		国内では北海道、岐阜県、福井県以北の本州に分布しているが、県内では天城山湯ヶ島町の八丁池で1930年の1度のみ確認されている。	・冷涼な気象条件で水生植物が繁茂している池沼や湖に生息する。	・特に設けられていない
1146	アマギササキリモドキ	伊豆市				DD		伊豆半島天城山周辺に分布する日本固有属・種である。今までに2箇所でのみ確認されただけであり、標高500～600m付近で採集された。		・特に設けられていない
1147	シュゼンジフユシャク	伊豆市				N-Ⅱ		旧修善寺町でのみ確認されており、標高 200mのソメイヨシノの生育する低山地の生息する日本固有種である。		・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1148	白鳥山	伊豆市						「火山の根」の柱状節理。海底火山の地下にあった「マグマの通り道」。マグマが冷え固まる時にできる「柱状節理」でできた巨大な岸壁は迫力満点である。	・私有地のため、見学には伊豆市観光商工課に連絡する必要がある。 ・周辺に採石場があり、現在でも採石されている。	・特に設けられていない
1149	雄飛滝	伊豆市						「火山の根」にかかる滝で、柱状節理の間を縫って流れ落ちる滝が特徴である。		・特に設けられていない
1150	修善寺温泉	伊豆市						修善寺温泉は 807 年に空海によって開かれたといわれる歴史ある温泉であり、約 50 万年前まで噴火を繰り返していた達磨火山の麓の谷あいに位置する。温泉場から 4km ほど上流の修禅寺奥の院では、板状節理が刻まれた達磨火山の溶岩流を観察できる。達磨火山の谷の中を流れる桂川沿いには海底火山噴出物が分布している。達磨火山の下にあった地層が浸食によって姿を現したもので、修善寺の温泉は、この地層の中から湧き出している。 修善寺温泉の周辺には、環境省特定植物群落である修善寺の社寺林及び修善寺桂川べりのケヤキ林、根回り 5.5m、目通り 4.5m、樹高 25m の大木である日枝神社のイチイガシ、弘法大師由来とされている桂大師がある。	・修善寺温泉は伊豆屈指の温泉地で、観光客も大勢来訪する。社寺仏閣も多く、年間を通じて様々な祭事が行われる。 ・温泉街の中心を流れる桂川沿いに竹林の小径・しゅぜんじ回廊という散歩道が整備されている。	・特に設けられていない
1151	旭滝	伊豆市						修善寺温泉周辺に厚くたまっている軽石の層を貫いて地下から上昇してきた玄武岩の岩体が、旭滝を成す旭滝玄武岩である。軽石層中に入り込んだ溶岩は冷え固まる際に収縮し、柱状の岩「柱状節理」を作り、滝の表面に柱状節理の 6 角形の断面をみることができる。	・伊豆市によって旭滝周辺に四阿や遊歩道が整備されている。	・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1152	だるま山高原	伊豆市						達磨火山は伊豆が半島になった後、約 100 万～50 万年前に噴火を繰り返した陸上火山である。噴火を終えてから 50 万年がたち、火山がつくったなだらかな裾野が残っている。 達磨山山頂では、晴れた日には遠く南アルプスまで見渡すことができる。	・伊豆市によって達磨山のハイキングコースが設定されている。 ・だるま山高原キャンプ場が整備されており、達磨山や金冠山へのハイキングの基地として最適である。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1153	滑沢渓谷	伊豆市						滑沢渓谷の底につづく滑らかな一枚岩は、谷を埋めて流れた溶岩であり、その表面には美しい節理が刻まれている。この溶岩流は滑沢沿いをしばらく上流まで辿ることができ、「天城の太郎杉」の手前で火山性の土石流の地層を見ることができる。 滑沢渓谷の奥に、天城山中第１位の巨木である太郎杉がある。高さ 48m、根回り 13.6m、目通り 9.6m であり、樹齢約 400 年と推定され、天城のシンボルとなっている。	・滑沢渓谷に至る探勝歩道が整備され、渓流魚の釣り等の利用もある。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1154	道の駅天城越え	伊豆市						敷地内には、昭和の森会館があり、売店・食堂・わさび加工施設も人気がある。また、森林博物館・伊豆近代文学博物館・天城グリーンガーデンなどの見学施設がある。 道の駅「天城越え」駐車場北端と天城グリーンガーデン北端に、国道をはさんで生育している 2 本の桜が茅野のエドヒガンザクラである。伊豆地方で最大のエドヒガンザクラであり、いずれも目通り幹囲４m弱、樹高およそ 17m、樹齢推定 200～250 年である。花の見ごろは例年４月 20 日頃で、期間はおよそ１週間である。	・昭和の森会館内に天城ジオパークビジターセンターが設置されている。このビジターセンターにはジオガイドが常駐しており、ジオツアーが行われている。 ・伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1155	鉢窪山南西麓	伊豆市						鉢窪山は、伊豆屈指の美しいプリン形状を誇るスコリア丘であり、山頂には小さな円形の火口も残されている。南西麓では、鉢窪山を形成する美しく清掃した赤色スコリアを観察できる。 西側には、環境省特定植物群落に該当する桐山人工杉参考保護林がある。	・伊豆市及び伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1156	浄蓮の滝	伊豆市	県天			N-Ⅱ	保存すべき地形（選定基準③）	鉢窪山の噴火による溶岩流の末端の崖には、溶岩が冷えて収縮する際にできる柱状の岩「柱状節理」ができ、柱状節理と滝がおりなす美しい景観を作り出している。 周辺には、環境省特定植物群落に該当する浄蓮学術参考保護林や静岡県天である浄蓮のハイコモチシダ群落がある。特に、ハイコモチシダ（静岡県 RL：N-Ⅱ）は日本では伊豆半島と熊本県に稀に分布するのみであり、浄蓮の群落は、分布北限かつ日本で初めて発見されたものである。	・浄蓮の滝観光センターが設置されている。伊豆半島の真ん中に位置する「浄蓮の滝」の入り口にある観光センターでレストラン・喫茶・伊豆特産品販売を行っている。公衆トイレがあり、無料駐車場からそのまま滝の見学に歩いていける。	・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、浄蓮の滝において、なるべく地形を改変せず、展望広場の確保に努めるとしている。
1157	野畔付近	伊豆市						鉢窪山の溶岩流とラハール	・伊豆市及び伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。
1158	丸山南麓	伊豆市						丸山を形成する美しく清掃した赤色スコリアを観察できる。	・伊豆市及び伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1159	カワゴ平	伊豆市					保存すべき地形（選定基準②）	カワゴ平と呼ばれる平坦地は、約3200 年前に起きた、伊豆東部火山群の中でも最大規模の噴火に際する火口である。一連の噴火の中で火砕流が噴出し、さらに噴火の最後には軽石質の溶岩が流れ出している。 この火山噴火は粘り気の強い流紋岩質マグマの噴出や火砕流の発生など、伊豆東部火山群においてそれまでに無かった特徴を持った噴火であり、この噴火で噴出した軽石質の溶岩は、軽さや耐熱性から天城抗火石と呼ばれ古くから建材などに利用されてきた。 また、火砕流堆積物の中には火砕流に巻き込まれた巨木が丸ごと含まれていることもあり、天城神代杉・神代ヒノキと呼ばれ重宝された。 カワゴ平周辺には、環境省特定植物群落である群落皮子沢モミ・落葉広葉樹学術参考保護林、カワゴ平のスギ林、城山のブナ原生林があり、原生林またはそれに近い自然林をみることができる。 周辺には、シジュウカラ、オオルリ、コルリ、ホトトギス、カッコウ、アカゲラ等の鳥類が生息している。	・カワゴ平には車両でのアクセスはできず、所要時間 5～7 時間程度の登山ルートが整備されている。また、カワゴ平天城自然ガイドクラブの観察コースとなっている。 ・伊豆市及び伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・自然公園法により、一部が第２種特別地域に指定されている。 ・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、カワゴ平において、アズマシャクナゲ等の保護を図ること、林床のコケ群落の保護に努めること、歩道以外の立ち入りを禁ずること、野営を禁止することに対しての措置を講ずるため関係行政機関との間で調整を図るとしている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1160	筏場新田南	伊豆市			VU	NT		筏場新田はカワゴ平火山の噴火による溶岩の末端付近に位置しており、噴火の最後に流れ出した軽石質の溶岩は大量の水を保水し、清廉な湧き水となっている。この湧水を利用して、総面積14.7 haにも及ぶ伊豆を代表するワサビ沢が一面に広がっている。 天城筏場国有林地内のスギ林に、約600 m2にわたりイズカニコウモリの自生群落地がある。イズカニコウモリ（環境省RL：VU、静岡県RL：ＮＴ）はキク科の多年草で、天城山中腹に自生する伊豆半島固有種である。	・カワゴ平には車両でのアクセスはできず、所要時間5～7 時間程度の登山ルートが整備されている。また、カワゴ平天城自然ガイドクラブの観察コースとなっている。 ・伊豆市及び伊豆市観光協会（天城自然ガイドクラブ）によってハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない
1161	筏場南	伊豆市						狩野川台風の崩壊跡やカワゴ平火山のラハールをみることができる。周辺には、地蔵ヶ平のスダジイ（根回り 10m、樹高 15m、樹齢千年超）や八幡神社のカゴノキとシロダモ（カゴノキは目通り 2.8m、シロダモは目通り 4.5m、両樹木の枝は交錯し高さ20m 余り、樹齢ともに 300 年以上）といった巨樹・巨木が生育している。		・特に設けられていない
1162	蛇喰川	伊豆市						蛇喰川は筏場付近の分厚い火砕流が作る台地を垂直に刻むような峡谷を形成しており、火砕流とその上をおおうラハール（火山性土石流）の断面がまるごと観察できる。		・特に設けられていない
1163	巣雲山	伊豆市						巣雲山の伊豆スカイライン沿いの切り割りでは噴火でできたスコリア丘の断面をみることができる。巣雲山山頂へは遊歩道が設置されており、山頂の展望台では 360 度の展望がひらけている。	・巣雲山は、伊東市によってウォーキングコースが設定されている。 ・スコリア丘の断面は自動車専用道路沿いの崖のため、原則として見学はできない。	・自然公園法により、第３種特別地域に指定されている。

⑩沼津市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1164	駿河湾（沼津市沿岸海域）	沼津市						沼津港と大瀬崎を結ぶ線の内湾では、カモメ類、ウミウ、サギ類のほか、カンムリカイツブリ、カモ類等をみることができる。冬季にはミサゴ、ハヤブサ、4月下旬から6月上旬にかけてウミスズメ、5月末にはハシボソミズナギドリ等をみる機会がある。		・静浦漁港から狩野川の区間は、鳥獣保護区の範囲内であり、狩猟が禁止されている。
1165	愛鷹山	沼津市						ブナ、ミズナラの天然林であり、山塊の中央部から北部の山頂付近では、ルリビタキ、ウソ、エゾビタキ、マミジロがみられ、南麓ではコノハズクが渡ってくる。ノスリ、オオタカ、ハイタカ、ツミなどの猛禽類や、ヤマセミ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、オオルリ、サンコウチョウなどがみられる。また、ハコネサンショウウオの生息地でもある。		・静岡県自然環境保全条例により、愛鷹山は自然環境保全地域として指定され、山頂付近は特別地区となっている。 ・鳥獣保護法により、愛鷹山の一部は鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されている。 ・自然環境保護法により、越前岳より愛鷹山にいたる稜線一帯が自然環境保全地域に指定されている。
1166	江浦湾河口域	沼津市						ミミズハゼ類などの汽水性の生物も見られる。		・自然公園法により、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。
1167	大瀬崎	沼津市	国天				保存すべき地形（選定基準③④）	駿河湾に突き出した大瀬崎は、海岸沿いの海流によって運ばれた岩や土砂が帯状にたまってできた砂嘴（さし）という地形が観察できる。砂嘴にかこまれた穏やかな海ではマリンレジャーもさかんである。 大瀬崎の先端には神池と呼ばれる淡水池があり、なぜここに淡水が湧くのかは不明である。 また、大瀬崎にはテツホシダ群落やビャクシンの樹林がある（ともに環境省特定植物群落）。特にビャクシン樹林は、日本最北端で、中には推定樹齢1000年を越える巨木もある。 周辺の海域は、ダイダイヨウジやシロオビハナダイ、ホタテエソなど、多数の希少種が生息しており著しく種多様性が高い	・大瀬崎はダイビングスポットとなっている。 ・ビャクシン樹林は損傷が甚だしく、群落の維持は難しい現状にあり、特別の保護を加えない限り絶滅することは確実と思われる。	・自然公園法により、第２種特別地域となっている。 ・文化財保護法により、大瀬崎のビャクシン樹林が国天に指定されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、ビャクシンの保護のため沼津市と協力し、林内への立入禁止などの利用規制を行うことを取り扱い方針として示されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1168	大瀬崎南	沼津市						大瀬崎火山が流した溶岩の積み重なりや、大瀬崎南火道（かどう：火口直下にあるマグマの通り道）の断面が観察できます。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1169	井田北	沼津市						海岸の崖では、井田火山の噴出物断面を観察できる。井田火山は達磨山よりやや新しい火山（噴火期間は 80 万～40 万年前）だが、激しい浸食を受けたために元の山体をほとんど残していない。井田の集落は、大きな谷の出口付近に立地しており、井田火山の西半分が浸食を受けてできた場所に立地しているものである。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている
1170	井田南	沼津市					保存すべき地形（選定基準③）	集落のある平地の南端にある井田の明神池は、戸田の御浜岬や大瀬崎と同様の砂嘴がつくった地形のなごりであり、淡水魚をはじめとした多くの生き物が生息する。	・井田海水浴場は、環境省が認定した『水質が特に良好な水浴場』に選ばれた海水浴場として夏季に賑わう。	・自然公園法により、普通地域に指定されている
1171	戸田	沼津市						砂嘴の地形景観、達磨火山の溶岩流と浸食地形、港町とタカアシガニ漁	・毎週日曜日に、戸田漁協直売所で「ふれあい朝市」が開催されている。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。
1172	御浜岬	沼津市	県天				保存すべき地形（選定基準③）	御浜岬の先端から戸田港の入口をはさんで北の対岸にある崖に赤い帯が見られるが、これは崖の上部にある井田火山の溶岩流の熱によって、その下の地層が焼かれて赤く染まったものである。 戸田造船郷土資料博物館に併設されている駿河湾深海生物館ではタカアシガニなどの標本や 1854 年安政東海地震の津波のために下田港で被災し、戸田港に曳航される途中で沈没したロシア軍艦ディアナ号の錨が飾られている。 御浜崎のイヌマキ林は、環境省特定植物群落選定基準に該当しており、御浜岬の先端部、約 15000m² の地域にイヌマキが群生している。	・御浜崎を見下ろせる丘に健康の森という散歩道がある。	・自然公園法により、普通地域に指定されている。 ・文化財保護法により、御浜岬のイヌマキ群生地が県天に指定されている。
1173	御浜南	沼津市						達磨火山の溶岩流をみることができる。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1174	口野	沼津市						海底火山灰の地層を切通した口野の切通しがあり、狩野川放水路ができるまでは生活道路として多くの人が行き交う道となっていた。 周囲には伊豆石（軟石）の石丁場跡が多く残る。 口野周辺には海底にたまった火山灰や軽石の地層が分布しており、海底に降りつもった火山灰は海流に流され、複雑な模様をつくり出している。	・「口野の切通し」は現在通行止めとなっている。	・特に設けられていない
1175	獅子浜	沼津市						獅子浜の布島では、火山の根で形成された柱状節理がその後の隆起などにより、横に積み重なっているように見える様子を観察できる。		・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1176	多比	沼津市				NT		狩野川放水路北側の海岸を対岸から見ると、縞々の地層や斜交層理を持つ白い崖が露頭しているのが見える。この露頭は、海底火山の火山灰が堆積した地層が伊豆半島の衝突後、隆起して波で浸食されたものである。放水路北側の山中には、古い石丁場跡もあり、コウモリの生息地になっている場所もある。 北側にある鷲頭山にはウバメガシ林があり、環境省特定植物群落に該当している。 周辺にある石切丁場跡にキクガシラコウモリ（静岡県RL：NT）、コキクガシラコウモリ（静岡県RL：NT）、ユビナガコウモリ（静岡県RL：NT）の生息が確認されている。	・ジオサイト内に含まれる鷲頭山、大平山山頂等は沼津アルプスと呼ばれ、人気のある登山・トレッキングルートとなっており、富士山の眺望が優れている。	・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1177	淡島	沼津市					保存すべき地形（選定基準③）	全島断崖の円錐状の島で、海底火山の根が隆起して、柔らかい地層が侵食されて固い根だけが残っている。島の周囲には遊歩道が整備されていて、柱状節理やタフォニが成長した奇岩などを観察できる。 淡島のクロマツ—常緑広葉樹林は、原生林もしくはそれに近い自然林等として、環境省特定植物群落に該当している。		・自然公園法により、第２種特別地域に指定されている。
1178	内浦	沼津市						内浦には狩野川放水路の出口があり、その周辺は古い採石場の跡で、現地に残された採石跡には真っ白な火山灰の地層をみることができる。これらの火山灰の地層は、伊豆が本州に衝突する前、海底火山時代に海の底にたまった火山灰である。		・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。
1179	真城山	沼津市						真城山は、100 万年～50 万年前に噴火した達磨火山の外輪山に相当する。このジオサイトでは、周囲の雄大な景観が楽しめる。 真城山付近では、達磨火山あるいは井田火山の側火山のひとつと考えられる真城山スコリア丘の断面や、周囲の活断層地形を観察できる。	・沼津市によって金冠山から真城山までのハイキングコースが設定されている。	・特に設けられていない
1180	香貫山展望台	沼津市						香貫山（標高 193m）とその南に連なる沼津アルプスは、伊豆が本州に衝突する前の海底火山のなごりです。急峻な沼津アルプスの中でも、香貫山は登山道もよく整備されていて歩きやすい。 野鳥の宝庫でもあり、留鳥や渡り鳥などが豊かな自然の中で餌をついばんでおり、キジやヤマドリ、コジュケイなどの大型の鳥から小鳥まで多種多様である。	・香貫山ハイキングコース（周遊ルート、登山ルート）が設定されている。 ・ジオサイト内に含まれる香貫山から南に連なる沼津アルプスは、人気のある登山・トレッキングルートとなっており、富士山の眺望が優れている。	・特に設けられていない

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1181	香貫山登山道	沼津市						海底火山の噴出物をみることができる。香貫山中腹に桜の名所である香陵台があり、第二次世界大戦の戦没者追悼のために建てられた五重塔がある。	・五重塔では、8 月 15 日には慰霊祭が行われている。	・特に設けられていない
1182	びゅうお	沼津市						沼津港大型展望水門「びゅうお」は、沼津港の内港と外港を結ぶ航路から進入する津波に対して、港の背後地の50ha、 9,000 人を守るために作られた水門である。津波をシャットアウトする扉体（ひたい）は、幅 40m、 高さ 9.3m、重量は 406t と日本最大級である。 展望施設が併設されており、地上約30mの高さから北は愛鷹山、富士山、南アルプス、清水を望み、箱根連山や沼津アルプスを見渡し、眼下には我入道海岸、駿河湾に突き出した大瀬崎をみることができる。	・施設メンテナンスを除き、10 時から 20 時の間はいつでも利用できる。	・特に設けられていない
1183	狩野川放水路	沼津市						狩野川放水路は、狩野川本線の流量を抑えるため、狩野川を海へバイパスするための人工水路である。狩野川下流部では、富士山や箱根火山からの土砂に阻まれ、川幅が狭くなり、多くの水を流すことができなくなるため、しばしば氾濫していました。1951 年に着工したが、工事途中の 1958 年に起こった狩野川台風をうけ、当初 2 本のトンネルで計画されていた水路を、3 本のトンネルに設計変更し、1965 年に完成した。	・狩野川放水路は、最大で毎秒 2,000m^3を分流することができ、下流の人々の生活を守っている。	・許可なく放水路内への立ち入りはできない
1184	ヒトツバショウマ	沼津市				VU		静岡県と神奈川県の固有種であり、愛鷹山などに生育する。白色の花をつける多年草であり、山地の渓流沿いのやや湿った岸壁に生育する。		生息環境に配慮した保護を図りたい。
1185	ユキヨモギ	沼津市			EN	VU		三宅島、神奈川県、静岡県に分布する多年草であり、海岸の崖や砂地に生育する。静岡県内では大瀬崎と御前崎などの海岸に分布する。		生息環境の変動を避けることが必要である。

⑪長泉町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1186	鮎壺の滝	長泉町	県天				保存すべき地形（選定基準③）	黄瀬川にかかる鮎壺の滝には、厚さ10 メートルほどの一枚岩の岩盤が見られる。これは、およそ1 万年前に富士山から流れてきた溶岩流（三島溶岩）である。鮎壺の滝は、この三島溶岩の南西端にかかる滝で、黄瀬川の流れによって、溶岩流の下にあったやわらかい土壌（愛鷹ローム層）が先に浸食され、残された固い溶岩流により形成されている。 溶岩流の岩盤の底には、かつてそこに生育していた樹木が立ったまま焼かれたことを示す「溶岩樹型」の丸い穴が複数見られ、溶岩におおわれた愛鷹ローム層（陸上につもった土ぼこりの地層）を観察できる。	・鮎壺公園が整備され、利用されている。 ・10 月に、町為催の『伊豆半島ジオパーククリーン作戦ながいずみ』が行われている。 ・毎月第一日曜日に長泉町商工会青年部が『鮎壺の滝定期清掃』を行っている。 ・ながいずみ観光交流協会 Facebook で「鮎壺の滝ジオ大使通信」が発信されている。	・静岡県文化財保護条例により、鮎壺の滝が県天となっている。
1187	割狐塚稲荷神社	長泉町						三島溶岩の表面にある溶岩塚が保存されている。溶岩塚は、溶岩が流れる際に、先に冷え固まった部分が横から押された結果、割れて盛り上がってできたものである。	・自由に立ち入ることができる。	・特に設けられていない
1188	原分古墳	長泉町						県東部で最大級の横穴式石室をもつ古墳時代後期の円墳で、道路工事にともない現在地に移築復元した。石室の中には、金銅製の馬具や、銀象嵌の施された太刀飾りなどが副葬されていた。	・自由に立ち入ることができる。	・特に設けられていない

⑫清水町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1189	柿田川	清水町	国天			VU	保存すべき地形（選定基準①）	柿田川の水源は、富士山麓最大の自然湧水であり、各種の自然百選・名水百選に選ばれている。柿田川の湧水池は柿田川公園として整備されており、公園内のいたるところで湧水の湧き口「湧き間」を観察できる。「湧き間」では、白い小石が湧き間に踊っている様子が見られる。この白い小石は、約3200 年前のカワゴ平（伊豆市）噴火の軽石で、地下にたまっていた軽石が地下水とともに巻き上げられている。 柿田川の水生植物群落は、環境省特定植物群落選定基準に該当しており、ミシマバイカモ（静岡県 RL：VU）、エビモ、コウホネ等の水生植物が繁っている。また、左岸の一部はセリの栽培場となっている。	・柿田川公園の第１・第２展望台からは、年中変わることなく水が湧き出る「湧き間」を見ることができ、湧水広場では実際に水に足を入れて湧き水の冷たさを体験できる。	・文化財保護法により、柿田川が国天に指定されている。
1190	本城山	清水町						柿田川と狩野川の合流点の南側に位置する山で、伊豆半島が海底火山だったころのなごりである。地層そのものはあまり観察できないが、標高 76m の山頂には展望台が設置されており、伊豆と本州の衝突に伴う大地形や、三島～柿田川の湧水群を作り出した扇状地、そこにできた街の景観を一望できる。	・本城山公園には、遊歩道や山頂展望台、東屋、遊具等が設けられ、春のサクラと秋の紅葉が楽しめる場所として町民の憩いの場となっている。 ・ジオポイントの環境美化及び本城山の魅力の再発見を図るために、2月に本城山公園の清掃作業「ジオポイント本城山公園ピカピカプロジェクト！」が行われている。	・鳥獣保護法により、鳥獣保護区に指定されている。

⑬函南町

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1191	原生の森公園	函南町						来光川の源流部（標高460～680m）の地域にある公園であり、ヤマボウシやヒメシャラなどの植物をみることができる。函南原生林に接しているため、多種多様な動物が生息している。	・遊歩道や展望台、池が整備されており、池の魚はボランティアにより飼育されている。	・鳥獣保護法により、原生の森公園を含む函南原生林周辺は鳥獣保護区に指定されており、区域内での狩猟が禁じられている。 ・静岡県自然環境保全条例により、函南原生林は自然環境保全地域として指定され、原生林付近は特別地区となっている。 ・近接している函南原生林は、箱根山禁伐林組合の管理地で、貴重な古木群を保護するために原則として入山を禁止している。
1192	丹那断層公園	函南町						丹那断層公園では、1930 年に起きた北伊豆地震によって生じた断層のずれが保存されている。左横ずれ断層の活動により、当時の水路が断層に沿って 2m 程度ずれてしまっている様子が展示されている。また、地層のずれを観察できる観察施設でも断層の動きを実感することができる。	・丹那盆地を舞台にしたアートプロジェクト「クリフエッジプロジェクト」が行われており、ジオガイドによる断層公園の案内や、丹那盆地のジオツアー等の体験活動が行われている。	・文化財保護法により、丹那断層が国指定文化財（天然記念物）に指定されている。
1193	オラッチェ	函南町					保存すべき地形（選定基準①②）	丹那トンネルの工事により、大量の地下水がトンネル内に抜けたため、丹那地方は渇水に見舞われた。丹那では、豊富な水を使ったワサビ栽培が盛んであったが、渇水で打撃を受けたわさび農家は、当時の鉄道省から渇水に対する補償をうけ酪農に転換し、今では伊豆でも有数の酪農地帯となっている。これらの地質と地域社会の歴史をオラッチェでみることができる。	・丹那の酪農製品の販売やアイスクリームづくりなどの体験ができる。 ・１１月に丹那盆地まつりの会場であり、哺乳瓶を使った牛乳の早飲み大会、牛乳・ビール工場見学などが開催される。	民間の観光施設であり、特に設けられていない。
1194	西丹那駐車場	函南町					保存すべき地形（選定基準①②）	観察できる主たる地形は丹那断層で、丹那盆地から田代盆地へ続く直線的な谷として観察できる。 また、直線的な谷は箱根火山付近まで続いており、箱根火山噴出物に覆われて見えなくなる地形まで観察できる。	・ジオポイントとなっている伊豆スカイラインの西丹那駐車場は展望地として利用されている。	・自然公園法により、北西の地域が第 2 種特別地域、南東は第 3 種特別地域と、全域が規制されている。 ・富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画では、展望の維持を目的として、電柱広告物、危険防止柵、土地及び事業施設の管理、工作物等について取り扱い方針が示されている。

⑭伊豆の国市

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
1195	城山	伊豆の国市						火山の地下にあるマグマの通り道が地殻変動などで隆起して地表に姿を現したものを「火山の根」という。特異な岩山の風景が訪れる者の目を引く城山は、伊豆を代表する巨大な「火山の根」のひとつである。	・ハイキングコースが設けられている。 ・城山～葛城山でトレッキング塾が開催されている。 ・古くからのロッククライミングのポイントとして利用されている。	・特に設けられていない
1196	葛城山	伊豆の国市						「火山の根」のひとつであり、長年の浸食に耐えたこの急峻な葛城山は、伊豆が海底火山だった頃から現在に至るまでのさまざまな時代における大地の活動のなごりを一望することができる。	・葛城山山頂には伊豆の国パノラマパークが開設されている。 ・ハイキングコースが設けられている。	・特に設けられていない
1197	小室	伊豆の国市						「火山の根」のひとつであり、崖部に柱状節理をみることができる。		・特に設けられていない
1198	長者原	伊豆の国市						長者原マールの地形と噴出物、巣雲山スコリア丘の景観	・長者原にはオートキャンプ場がある。	・特に設けられていない
1199	田原野	伊豆の国市						田原野盆地の地形、箱根火山の軽石と火山灰		・特に設けられていない

２－２　その他の観光資源

No.	名称	所在地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	静岡県RL	地形RDB	特性の説明	利用概況	利用にあたっての配慮事項（法令等）
2001	伝統的な祭り	伊豆半島						伊豆の国市神島地区で毎年 8 月に行われている、川を鎮め水難者を供養する伝統行事「かわかんじょう」や、三嶋大社を中心とした伊豆一円の大祭である「三嶋大祭り」をはじめとする歴史のある伝統的な祭りが、伊豆半島各地において行われている。		・特に設けられていない
2002	ビジターセンター・関連施設	伊豆半島						伊豆半島形成の過程や伊豆半島の特徴的な地形等を伊豆半島ジオパークミュージアム　ジオリア展示しており、各地のビジターセンターでは伊豆全体及びビジターセンター周辺のジオサイトの紹介及び情報発信を行っている。		・特に設けられていない
2003	月光天文台	函南町						天文台を一般公開し、「太陽・月・星のこよみ」等の資料を編集するなどの天文観測及び天文教育を行っている。館内施設には、50cm 反射望遠鏡や 20cm 太陽望遠鏡がある天体観測所やプラネタリウム、化石の常設展示が行われている地学資料館がある。	・開館時間は 9：30～17：00、月曜日及び第 4 木曜日が定休日となっている。最寄りの駅である JR 函南駅からは 4 ㎞あるため、1 回の送迎につき 7 名までの無料送迎を行っている。	・特に設けられていない